

福井県報

第 385 号
令 和 8 年
1 月 27 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

○生活保護法による告示（指定施術機関）（27・地域福祉課）	1
○介護保険法に基づく指定事業所、廃止事業所等の告示（28～31・長寿福祉課）	1
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定（32・障がい福祉課）	3
○身体障害者福祉法に規定する医師の辞退（33・同）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 自立支援医療機関の指定（34・同）	3
○救急業務に係る医療機関の認定（35・奥越保健所）	4
○救急業務に係る医療機関の認定（36・丹南保健所）	4
○漁船保険の契約締結の申込みについて同意を求めるための発起の届出（37・水 産課）	5
○保安林の指定施業要件の変更（38・森づくり課）	5
○道路の区域の変更（39、40・道路保全課）	5
○道路の供用の開始（41・同）	5

公 告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開 拓課）	6
○大規模小売店舗立地法の規定による意見（同）	7
○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（2件・森づくり 課）	8
○所在の不分明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（同）	8
○土地区画整理事業の事業計画変更の認可（都市計画課）	8
○開発行為に関する工事の完了（福井土木事務所）	9

告 示

福井県告示第27号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により指定施術機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R7.12.31	千果整骨院	鯖江市有定町2丁目1-5
R7.12.31	ほりい接骨院	鯖江市三六町1丁目7-15

福井県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1871900252	短期入所生活介護センター こうの	福井県南条郡南越前町河野 29-5-62	社会福祉法人町屋福祉会	令和7年12月1日	短期入所生活介護

福井県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1871900252	短期入所生活介護センター こうの	福井県南条郡南越前町河野 29-5-62	社会福祉法人町屋福祉会	令和7年12月1日	介護予防短期入所生活介護

福井県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1860390135	訪問看護ステーション いまだて	福井県越前市栗田部町33-1	一般社団法人今立中央病院	令和7年12月15日	令和8年1月1日	訪問看護

福井県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類				
番号	名称	所在地								
1860390135	訪問看護ステーション いまだて	福井県越前市粟田部町33-1	一般社団法人今立中央病院	令和7年12月15日	令和8年1月1日	介護予防訪問看護				
福井県告示第32号										
令和8年1月1日付けで、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり公示する。										
令和8年1月27日										
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博										
診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地							
1 眼科	御手洗 慶一	わかば眼科クリニック	敦賀市若葉町3丁目104							
2 整形外科	小坂 正裕	医療法人 中瀬整形外科医院	坂井市丸岡町里丸岡1-40							
3 神経内科	山口 智久	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地							
4 整形外科、内科	海透 優太	独立行政法人 地域医療機能推進機構 若狭高浜病院	大飯郡高浜町宮崎87-14-2							
福井県告示第33号										
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師がその指定を辞退したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年福井県規則第61号）第7条の規定により、次のとおり告示する。										
令和8年1月27日										
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博										
診療科目	医師の氏名	医療機関の名称	所在地							
外科	前田 敏樹	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2							
福井県告示第34号										
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。										
令和8年1月27日										
福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博										

担当する 自立支援 医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
精神通院 医療	南越前町国民健康 保険 今庄診療所	南条郡南越前町今庄84-24-1	南越前町長 仲倉 典克	南越前町長 仲倉 典克	南条郡南越前町東大道29-1	令和7年12月1日
精神通院 医療	V·drug 福井南 四ツ居薬局	福井市南四ツ居1丁目10番36号	中部薬品株式会社	代表取締役 佐口 弥	岐阜県多治見市高根町4丁目29番地	令和7年12月1日
精神通院 医療	クスリのアオキ 志比口薬局	福井市志比口3丁目1番7号	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地	令和7年12月1日

福井県告示第35号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 区分 救急診療所
- 2 名称 医療法人芳泉会 芳野医院
- 3 所在地 勝山市長山町1丁目3番1号
- 4 認定年月日 令和8年1月16日
- 5 認定の有効期間
自 令和8年2月1日
至 令和11年1月31日

福井県告示第36号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

区分	名称	所在地	認定の有効期間
1 救急病院	越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田106-44-1	自 令和 8年2月 1日 至 令和11年1月31日
2 救急病院	社会医療法人 財団 中村病院	越前市天王町4-28	自 令和 8年2月 1日 至 令和11年1月31日

福井県告示第37号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めようとする発起人から次のとおり届出を受けたので、同令第5条第3項の規定により公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村保博

1 届出事項

(1) 発起人の住所および氏名

あわら市北潟257-7-3

竹田 幸男

あわら市北潟151-69-2

辻下 義雄

あわら市北潟257-6-1

佐藤 肇

(2) 加入区

北潟加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

北潟漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年1月27日から令和8年2月10日まで

(2) 縦覧場所

あわら市北潟17-8

北潟漁業協同組合事務所

福井県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三方郡美浜町菅浜134号黒藤尻1の21、1の22

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第39号

一般県道丸岡川西線の下記区間において、迂回路の撤去に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和8年1月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道 丸岡川西線	新	坂井市丸岡町舟寄9字仏具田 14番から 坂井市丸岡町舟寄1字堂ノ前 34番まで		11.9 ～ 13.3	69.5
		坂井市丸岡町舟寄9字仏具田 14番から 坂井市丸岡町舟寄1字堂ノ前 34番まで		11.9 ～ 13.3	69.5
	旧	坂井市丸岡町舟寄9字仏具田 11番4から 坂井市丸岡町舟寄1字堂ノ前 19番まで		9.0 ～ 22.3	47.9

福井県告示第40号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川災害復旧事業による県道付替工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年1月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町南今庄47字六角谷138番から南条郡南越前町南今庄41字岩鏡125番まで	6.8 ～ 20.9	312.5
		旧	南条郡南越前町南今庄47字六角谷138番から南条郡南越前町南今庄41字岩鏡125番まで	8.5 ～ 22.6	312.5

福井県告示第41号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川災害復旧事業による県道付替工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年1月27日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	今庄杉津線	南条郡南越前町南今庄41字岩鏡126番から南条郡南越前町南今庄41字岩鏡122番2まで	令和8年1月27日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
クスリのアオキ北横地店
坂井市丸岡町北横地46字堂歩8番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年9月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,297m²
- 6 駐車場の収容台数 49台
- 7 駐輪場の収容台数 12台
- 8 荷さばき施設の面積
①56m²
②15m²
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 6.2m³
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時00分
閉店時刻 翌午前0時00分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	午前8時30分から翌午前0時30分まで
12	駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
13	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時00分から午後10時00分まで
14	届出のあった日 令和7年12月24日
15	届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市産業政策部商工労政課
16	届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 縦覧期間 公告の日から4月間 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
17	意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により敦賀市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1	大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ラ・ムー敦賀店 敦賀市衣掛町431番 ほか
2	大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昌彦 岡山県倉敷市西中新田297番地1
3	聴取した意見の概要 敦賀市 ・屋外広告物の設置を行う場合は、福井県屋外広告物条例に定める設置基準に適合するものとして設置を行い、許可を要する場合は、許可申請書の提出を行うこと。

- ・景観法及び敦賀市景観条例に基づき、計画区域内における届出対象行為に該当するため、景観計画区域内行為届出書を提出すること（提出済）。また、行為が完了した場合は景観計画区域内行為完了届出書を提出すること。
 - ・敦賀市土地利用調整条例に規定する開発事業の協議に必要となる手続きを遵守すること。
 - ・都市計画区域内にて5,000m²以上の土地取引をしたときは、国土利用計画法に基づく土地売買等届出書の提出を行うこと。
 - ・水環境保全対策を実施しているため、地下水を利用した消雪設備を設置しないこと。
 - ・工事の時間帯については、地元の同意を得て行うこと。また、地域住民から苦情が寄せられたときは迅速に対応し、原因究明及び対策を講じる等の適切な処理を行うこと。
 - ・車両、荷捌き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。
 - ・搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音及び排ガスの軽減に努めること。
 - ・廃棄物の処理については、関係法令を遵守するとともに、廃棄物の飛散を防止するため随時清掃を行うなど、周辺環境の美化に努めること。
 - ・管理地に廃棄物が投棄されないよう適切に管理するとともに、投棄された場合は、管理者の責任において適正処理を行うこと。
 - ・給水装置工事の施工は、敦賀市水道事業給水条例第7条第1項の規定に基づき敦賀市指定給水装置工事事業者で施工すること。
 - ・敦賀市水道事業給水条例施行規則に基づく「市の修繕区間」は、配水管から分岐した直後に設置した仕切弁までとなる。
 - ・取出した給水管及びメータボックス等の給水装置は土地所有者（事業者）の財産となる。日頃から点検管理すること。
 - ・駐車場の出入口に面する国道8号線の交通量の増加が見込まれ、混雑が予想されるため、安全上の配慮をすること。
 - ・駐車場の設置に関して、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例第21条の規定に基づき、敦賀警察署長より、防犯上の意見を求める。
 - ・事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センター（柳川88-1-2）へ直接持ち込むこと。（但し、事業系向けの処理手数料の支払いが必要）
 - ・他者へ収集運搬を委託する場合は、敦賀市一般廃棄物収集運搬業許可業者と直接契約すること。（なお、町内会で管理するごみ集積所（ごみステーション）に搬出することはできないため、ご注意ください。）
- 4 聽取した意見の縦覧場所
- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
 - (2) 敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

(3) 敦賀市中央町1丁目7-42

敦賀合同庁舎内

二州会計室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日を除く）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不明な者の氏名

土井幅四郎右エ門、長岡ふさ子、幅下美智恵、古川文男

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月5日農林水産省告示第1668号による。

3 揭示場所

福井県庁および大野市役所

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不明な者の氏名

中川長蔵、東栄蔵、滝川儀孝、西保博、辻常吉、杉田興平、萩原春太郎

2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月5日農林水産省告示第1662号による。

3 揭示場所

福井県庁およびおおい町役場

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 所在の不明な者の氏名

高岡弥三吉

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和7年1月4日福井県告示第436号による。

3 揭示場所

福井県庁および坂井市役所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、テクノポート福井第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項の規定において準用する同法第9条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

1 施行者の名称および住所

テクノポート福井第三地区土地区画整理事業

同意施行者 福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

福井市大手3丁目17番1号

2 事業実行期間

平成31年4月16日から令和10年3月31日まで

3 施行地区

【第1工区】

坂井市三国町米納津49字浜割の一部

【第2工区】

坂井市三国町黒目23字上不動割、25字上釜屋割および27字浜割の各一部ならびに米納津49字浜割の一部

4 事務所の所在地

福井市大手3丁目17番1号

5 施行認可の年月日

平成31年4月16日

6 変更認可の年月日
令和8年1月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月27日
福井県福井土木事務所長 廣部 雄一

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

吉田郡永平寺町松岡松ヶ原3丁目306番、307番、311番、312番、313番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

福井県福井市上北野1丁目7番7号
永森建設株式会社
代表取締役 永森 幹朗

